

茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市コミュニティデイハウス事業実施要綱（平成28年8月1日実施。第3において「実施要綱」という。）に基づき実施するコミュニティデイハウス事業に対し、市が補助金を交付することにより高齢者の介護予防及び生活支援を図り、もって在宅高齢者の保健福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、コミュニティデイハウスを開設するための施設整備事業（以下「コミュニティデイハウス整備事業」という。）及びコミュニティデイハウスの運営事業（以下「コミュニティデイハウス運営事業」という。）とする。ただし、他の補助金の交付を受けた事業については、補助の対象としない。

(補助対象団体)

第3 補助の対象となる団体は、実施要綱第7に規定するコミュニティデイハウス事業の実施の承認を受けた団体とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) コミュニティデイハウス整備事業 備品購入費（附帯工事費を含む。）、施設改修費、施設移転経費（敷金及び礼金を除く。）、利用者の送迎に使用しようとする車両に係る自動車重量税、自動車税、自賠責保険料及び任意保険料並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「法施行令」という。）第21条及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。）第23条及び第24条に定める基準に基づき設置する自動火災報知設備、同法施行令第22条及び同法施行規則第24条の3に定める基準に基づき設置する漏電火災警報器、同法施行令第24条及び同法施行規則第25条の2に定める基準に基づき設置する非常警報器具又は非常警報設備、同法施行令第25条及び同法施行規則第27条に定める基準に基づき設置する避難器具並びに同法施行令第26条及び同法施行規則第28条の3に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費及び設置費
- (2) コミュニティデイハウス運営事業 家賃（地代を含む。）、送迎に使用する車両に係る駐車場賃貸料、光熱水費（灯油代を含む。）、電話代、インターネット通信費、人件費、活動費（交際費を除く。）、利用者の送迎に使用しようとする車両に係る自動車重量税、自動車税、自賠責保険料及び任意保険料並びに同法施行令第21条及び同法施行規則第23条及び第24条に定める基準に基づき設置する自

動火災報知設備、同法施行令第22条及び同法施行規則第24条の3に定める基準に基づき設置する漏電火災警報器、同法施行令第24条及び同法施行規則第25条の2に定める基準に基づき設置する非常警報器具又は非常警報設備、同法施行令第25条及び同法施行規則第27条に定める基準に基づき設置する避難器具並びに同法施行令第26条及び同法施行規則第28条の3に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費及び設置費並びに消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に定める消防用設備等の点検費及び修繕費、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品の購入費

（補助金額）

第5 補助額は、別表に定めるとおりとする。

（補助の制限）

第6 この要綱による補助金の交付は、1団体につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める回数に限りできるものとする。

- (1) コミュニティデイハウス整備事業 1回
- (2) コミュニティデイハウス運営事業 1年度につき1回

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) コミュニティデイハウス整備事業 整備計画書
- (2) コミュニティデイハウス運営事業 事業実施計画書及び利用予定者の名簿

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第11 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市コミュニティデイハウス

事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市コミュニティデイハウス事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第9に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第12 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市コミュニティデイハウス事業補助金実績報告書（様式第6号）に事業実績報告書その他市長が必要と認める書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第13 市長は、第12の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市コミュニティデイハウス事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第14 第13の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市コミュニティデイハウス事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類（第16及び第17において「帳簿等」という。）を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第17 補助金の交付を受けたものは、帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年

度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

（財産処分の制限等）

第18 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間を経過したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補助の取消し等）

第19 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第20 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から実施する。
(令和2年度のコミュニティデイハウス運営補助金に係る特例)
- 2 令和2年度にした第7の規定による申請に係るコミュニティデイハウス運営事業補助金の補助金額のうち、別表コミュニティデイハウス運営事業の項第1項第5号アに掲げる各施設の利用時間補助の額は、次の各号に規定する時間を合算して得た延利用時間数により算定する。
 - (1) 令和2年4月分及び5月分にあつては、平成31年4月から令和2年1月までにおける1日当たり平均延利用時間(以下「平均延利用時間」という。)に、令和2年4月及び5月の予定開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - (2) 令和2年6月分から令和3年3月分までにあつては、次のア及びイのうちいずれか長い延利用時間数
 - ア 平均延利用時間に、令和2年6月から令和3年3月までの予定開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - イ 令和2年6月から令和3年3月までの延利用時間数(令和3年度のコミュニティデイハウス運営補助金に係る特例)
- 3 令和3年度にした第7の規定による申請に係るコミュニティデイハウス運営事業補助金の補助金額のうち、別表コミュニティデイハウス運営事業の項第1項第5号アに掲げる各施設の利用時間補助の額は、次の各号に規定する時間を合算して得た延利用時間数により算定する。
 - (1) 令和3年4月9日から令和3年6月20日分、令和4年1月27日から令和4年2月20日分にあつては、平均延利用時間に、当該期間における予定開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - (2) 令和3年4月1日から令和4年4月8日分、令和3年6月21日から令和4年1月26日分及び令和4年2月21日から令和4年3月31日分にあつては、次のア及びイのうちいずれか長い延利用時間数
 - ア 平均延利用時間に、当該期間における開所日数を乗じて得た延利用時間数
 - イ 当該期間における延利用時間数

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月29日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。ただし、附則に1項を加える改正規定については令和3年3月24日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市コミュニティデイハウス事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表

事業	補助額
コミュニティデイハウス整備事業	<p>1 次に掲げる額の合計額とし、1施設当たり1,250,000円（既に街かどデイハウス事業を実施している施設でコミュニティデイハウス事業を実施しようとする場合は、1施設当たり750,000円）を上限とする。</p> <p>(1) 備品購入費（附帯工事費を含む。）</p> <p>(2) 施設改修費</p> <p>(3) 施設移転経費（敷金及び礼金を除く。）</p> <p>2 利用者の送迎に使用する車両の自動車重量税、自動車税及び自賠責保険料（支払年度に限る。）並びに任意保険料（複数年契約の場合は、契約年数に応じて按分した当該年度分の額）の合計額とし、1施設当たり250,000円を上限とする。</p> <p>3 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「法施行令」という。）第21条及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。）第23条及び第24条に定める基準に基づき設置する自動火災報知設備の購入費及び設置費の合計額。自動火災報知設備1施設当たり300,000円を上限とする。</p> <p>4 同法施行令第22条及び同法施行規則第24条の3に定める基準に基づき設置する漏電火災警報器の購入費及び設置費の合計額。漏電火災警報器1施設当たり200,000円を上限とする。</p> <p>5 同法施行令第24条及び同法施行規則第25条の2に定める基準に基づき設置する非常警報器具又は非常警報設備の購入費及び設置費の合計額。非常警報器具又は非常警報設備1施設当たり300,000円を上限とする。</p> <p>6 同法施行令第25条及び同法施行規則第27条に定める基準に基づき設置する避難器具の購入費及び設置費の合計額。避難器具1施設当たり1,000,000円を上限とする。</p> <p>7 同法施行令第26条及び同法施行規則第28条の3に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費及び設置費の合計額。誘導灯1台又は誘導標識1枚当たり150,000円を上限とする。</p>

コミュニティデイ
ハウス運営事
業

1 次に掲げる額の合計額とし、1施設当たり1年度につき7,000,000円を上限とする。ただし、当該年度における事業の実施期間が1年に満たない場合は、事業の実施月数に応じて補助限度額を月割りにして算定した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 家賃（地代を含む。）

1,800,000円を上限とする。

(2) 送迎に使用する車両に係る駐車場賃貸料

180,000円を上限とする。

(3) 光熱水費（灯油代を含む。）、電話代及びインターネット通信費

900,000円を上限とする。

(4) 人件費

1,500,000円を上限とする。

(5) 活動費

次に掲げる額の合計額とする。

ア 利用時間補助

次の表の左欄に掲げる年間延利用時間数の区分に応じ、同表の右欄に定める基準額とする。ただし、全補助対象団体の当該基準額と前各号に掲げる額の合計額がコミュニティデイハウス事業補助金の予算額を超えるときは、当該予算額から全補助対象団体の前各号に掲げる額の合計を減じた額を各補助対象団体の年間延利用時間数に応じて按分した額を補助額とする。

年間延利用時間数	基準額（年額）
～ 1,000時間	480,000円
1,001～ 2,000時間	600,000円
2,001～ 3,000時間	720,000円
3,001～ 4,000時間	840,000円
4,001～ 5,000時間	960,000円
5,001～ 6,000時間	1,080,000円
6,001～ 7,000時間	1,200,000円
7,001～ 8,000時間	1,320,000円
8,001～ 9,000時間	1,440,000円

9,001～10,000時間	1,560,000円
10,001～11,000時間	1,680,000円
11,001～12,000時間	1,800,000円
12,001～13,000時間	1,920,000円
13,001～14,000時間	2,040,000円
14,001～15,000時間	2,160,000円
15,001時間～	年間延利用時間が1,000時間増加するごとに120,000円を加算する。

備考 1時間に満たない利用については、30分以上の利用のみ1時間とする。

イ 利用人数補助

次の表の左欄に掲げる実施要綱第4第1号に該当する者の月間延利用人数の区分に応じ、同表の右欄に定める基準額とする。

月間延利用人数	基準額（月額）
～20人	20,000円
21人～40人	40,000円
41人～60人	60,000円
61人～80人	80,000円
81人～	月間延利用人数が20人増加するごとに20,000円を加算する。

ウ 送迎補助

3,000円に利用者の送迎を行った日数を乗じて得た額

エ 入浴介助補助

280円に利用者の入浴補助を行った延べ人数を乗じて得た額

- 2 利用者の送迎に使用する車両の自動車重量税、自動車税及び自賠責保険料（支払年度に限る。）並びに任意保険料（複数年契約の場合は、契約年数に応じて按分した当該年度分の額）の合計額とし、1施設当たり1年度につき250,000円を上限とする。ただし、コミュニティデイハウス整備事業により補助金の交付を受けた場合は、その額を控除した額とする。

- 3 同法施行令第21条及び同法施行規則第23条及び第24条に定める基準に基づき設置する自動火災報知設備の購入費及び設置費の合計額。自動火災報知設備 1 施設当たり 300,000円を上限とする。
- 4 同法施行令第22条及び同法施行規則第24条の3に定める基準に基づき設置する漏電火災警報器の購入費及び設置費の合計額。漏電火災警報器 1 施設当たり 200,000円を上限とする。
- 5 同法施行令第24条及び同法施行規則第25条の2に定める基準に基づき設置する非常警報器具又は非常警報設備の購入費及び設置費の合計額。非常警報器具又は非常警報設備 1 施設当たり 300,000円を上限とする。
- 6 同法施行令第25条及び同法施行規則第27条に定める基準に基づき設置する避難器具の購入費及び設置費の合計額。避難器具 1 施設当たり 1,000,000円を上限とする。
- 7 同法施行令第26条及び同法施行規則第28条の3に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費及び設置費の合計額。誘導灯 1 台又は誘導標識 1 枚当たり 150,000円を上限とする。
- 8 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に定める消防用設備等の点検費及び修繕費の合計額。1 施設当たり 150,000円を上限とする。
- 9 新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品（消毒等に要する衛生用品、飛沫防止に要するもの、空気清浄、換気に要するもの）の購入費の合計額。1 施設当たり 120,000円を上限とする。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
団体名
代表者

印

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付申請書

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業

- 2 交付申請額

- 3 添付書類
 - (1)
 - (2)

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団体名
代表者 様

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市コミュニティデイハウス事業補助金は、次の条件を付けて、金 円（概算額）を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
団体名
代表者

㊟

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額） 円

様式第4号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
団体名
代表者

印

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市コミュニティデイハウス事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額（概算額） 円
- 5 変更後交付申請額（概算額） 円
- 6 差引増減額 円

様式第5号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団体名
代表者 様

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市
コミュニティデイハウス事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|----------------------|---|
| 1 交 付 決 定 額（概算額） | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変 更 交 付 決 定 額（概算額） | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第6号（第12関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
団体名
代表者

㊟

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額） 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
(1) 事業実績報告書

様式第7号（第13関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団体名
代表者 様

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市コミュニティデイハウス事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額（概算額） | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第8号（第14関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

団体名

代表者

印

茨木市コミュニティデイハウス事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった
茨木市コミュニティデイハウス事業補助金精算追加分を次のとおり請求しま
す。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額（概算額） 円

3 補助金確定額 円

4 精算追加分請求額 円